平成２１年（フ）第６８号
香川県丸亀市飯山町東坂元1983番地６ラヴィアンローズ102号、住民票上の住所徳島県鳴門市大麻町川崎438番地
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時15分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４６３号
横浜市港南区芹が谷５丁目57番７号　フラワーハイツＤ202
債務者　片山　正実
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７２号
横浜市保土ケ谷区仏向町764番地
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０号
秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野102番地１
債務者　堀川　裕也
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後２時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１５５４号
横浜市鶴見区市場大和町３番10号　ハイツクリサンズマン407
債務者　小島　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６０号
神奈川県大和市草柳３丁目２番地１　大和第２ライオンズマンション103号
債務者　廣瀬　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４号
島根県益田市高津４丁目26番26号
債務者　酒井　　寿
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４３４号
岡山市北区岩井２丁目２番38号　岩見コーポ205号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６１号
岡山県玉野市宇野７丁目20番９号
債務者　青井　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３３３号
千葉県香取市入会地２―623
債務者　宮崎美代子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３８１号
東京都足立区六月３丁目19―13―207
債務者　関口　和代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９７号
神奈川県横浜市港南区野庭町664　野庭住宅４棟504
債務者　小渕　マリ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４２１号
埼玉県飯能市唐竹336―３
債務者　阿部　陽子（旧姓寺澤）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４２２号
東京都東大和市向原６丁目１―20―704
債務者　西宮　秀子（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４２３号
岩手県盛岡市三本柳９地割33―１―Ａ203
債務者　佐藤　裕実（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部